所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月２６日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官　　森　　誠　之

（公　印　省　略）

記

１　手続番号

第４００２－２０２５－００００５号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

二戸市安比字沢口平９番６